

<神戸市からの依頼事項>

上記、兵庫県からの要請に加え、本市では令和2年4月3日福祉局長通知において以下の依頼を行っておりますので、あわせてご確認いただくとともに、引き続き対応をお願いします。

[通所系サービスの利用について]

- ・複数の通所系サービスを現在利用されている方については、生活に大きな支障がないように十分配慮しつつ、出来るだけ1か所の利用とするよう、呼びかけを行っています。
- ・利用者の状況や家族の状況を踏まえ、特に支援が必要な利用者に対するサービスの休止を招くことの無いようにすることが重要であり、貴事業所におかれましても、趣旨をご理解いただくとともに、利用者に対する必要な代替サービスが確保できるよう、切れ目のないサービス提供にご協力をお願いします。

[入所系サービス（共同生活援助事業所、施設入所支援、福祉型・医療型障害児入所施設）]

感染の予防に十分配慮し、対策を徹底した上で、利用者やその家族の生活を維持する観点から、引き続きサービスの提供をお願いします。

※なお、4月3日通知に関するQA、①感染拡大防止・集団発生防止について、②マスク・消毒液について、③通所系サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて、④雇用調整助成金について（新型コロナウイルスの影響を踏まえた対応）、⑤セーフティネット保証5号について（新型コロナウイルスに係る中小企業者対策）についても国の通知文等を掲載していますので参考にしてください。

※また、新たに、令和2年4月7日の国通知「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」において、福祉医療機構における融資制度の活用についての記載がありますので、参考にしてください。

<参考>

- 新型コロナウイルスについて（神戸市ホームページ）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a73576/kenko/health/infection/protection/coronavirus.html>

- 厚生労働省からの通知文

https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/jiritsushien/r020319_corona_hp2.html

- 新型コロナウイルス関連情報（独立行政法人福祉医療機構ホームページ）

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/covid19/covid19.html>

問合せ先：福祉局障害者支援課
(就労系サービス、生活介護) TEL:322-6352 FAX:322-6066
(施設入所、短期入所、グループホーム) TEL:322-5231 FAX:322-6066
(訪問系サービス) TEL:322-5230 FAX:322-6065
(児童関係) TEL:322-6332 FAX:322-6065